

一般廃棄物処理業の手引き

令和4年4月

多摩市

目 次

第1章 一般廃棄物の処理	
第1 許可制度の概要	…………… P 1
第2 凡例	…………… P 1
第3 許可不要の事業	
1 法に規定する事業	…………… P 1～P 2
第2章 一般廃棄物処理業の許可制度	
第1 一般廃棄物処理基準	…………… P 2
1 一般廃棄物収集運搬業及び処分業	…………… P 2～P 4
2 特別管理一般廃棄物処理基準	…………… P 4～P 5
第2 一般廃棄物許可要件	
1 許可対象廃棄物	…………… P 6
2 一般廃棄物収集運搬業許可方針	…………… P 7
第3 一般廃棄物共通許可基準	…………… P 7
1 収集運搬業許可及び処分業許可共通基準	…………… P 7～P 9
2 収集運搬業許可基準	…………… P 9～P 10
3 処分業許可基準	…………… P 10
第3章 遵守事項	
第1 次の事項を遵守すること	…………… P 11
第2 欠格要件に係る届出	…………… P 11
第4章 許可申請手続	
第1 一般廃棄物収集運搬業許可申請	…………… P 12
1 申請方法（新規・更新）	…………… P 12
2 一般財団法人日本環境衛生センター講習会について…………… P 12	
3 申請書類一覧等	…………… P 12～P 14
第2 一般廃棄物処分業許可申請（中間処理・最終処分）…………… P 15	
1 申請方法（新規・更新）	…………… P 15
2 一般財団法人日本環境衛生センター講習会について…………… P 15	
3 申請書類一覧等	…………… P 15～P 16
第5章 申請・届出の方法	
第1 申請書提出方法等	…………… P 17
第2 許可申請手数料	…………… P 18
第3 許可申請にあたっての留意事項	…………… P 18～P 19
第6章 許可内容の変更手続	
第1 一般廃棄物収集運搬業の許可内容を変更する場合…………… P 20	

1	変更許可申請の場合	…………… P 2 1
2	変更承認申請の場合	…………… P 2 1 ～ P 2 2
3	変更届出の場合	…………… P 2 2 ～ P 2 3
第2	一般廃棄物処分業の許可内容を変更する場合	…………… P 2 3
1	変更許可申請の場合	…………… P 2 4
2	変更承認申請の場合	…………… P 2 4 ～ P 2 5
3	変更届出の場合	…………… P 2 5 ～ P 2 6
第3	その他の手続き等	…………… P 2 6 ～ P 2 7

第7章 許可後に必要な手続き等

第1	許可後の手続き等	…………… P 2 8
1	実績報告書の提出	…………… P 2 8
2	一般廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の運用	…………… P 2 8
3	帳簿の整備	…………… P 2 8 ～ P 2 9
4	処理料金について	…………… P 2 9
5	多摩市の処理施設を処分先とする場合の遵守事項	…………… P 2 9 ～ P 3 0
6	許可車両の車体表示について	…………… P 3 1
7	問い合わせ先	…………… P 3 1
第2	立入検査・行政指導・行政処分・罰則等	…………… P 3 1 ～ P 3 4

【資料】

1 関係条例等

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（抜粋）	…………… P 3 6 ～ P 4 3
多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（抜粋）	P 4 4 ～ P 5 2

2 様式

一般廃棄物収集運搬業許可申請書（第11号様式）	…………… P 5 3 ～ P 5 4
一般廃棄物処分業許可申請書（第12号様式）	…………… P 5 5 ～ P 5 6
一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書（第15号様式）	…………… P 5 7
一般廃棄物処分業変更許可申請書（第16号様式）	…………… P 5 8
変更承認申請書（第17号様式）	…………… P 5 9
変更届（第19号様式）	…………… P 6 0
業の休止・廃止届（第20号様式）	…………… P 6 1
許可証紛失・き損届（第23号様式）	…………… P 6 2
一般廃棄物処理業務実績報告書（第23号様式の2）	…………… P 6 3
欠格条項に該当しない者である旨の申出書	…………… P 6 4 ～ P 6 5
従業員名簿	…………… P 6 6
資産調書	…………… P 6 7
契約先事業所一覧	…………… P 6 8
一般廃棄物処理委託証明書	…………… P 6 9
多摩市一般廃棄物収集運搬車の表示例	…………… P 7 0

第1章 一般廃棄物の処理

第1 許可制度の概要

一般廃棄物の処理（自己処理を除く）は、原則として地方公共団体（市町村）の事務であって（法第6条の2）他の者が業（処理業）を営むことは禁止されています。

この禁止されている業を特定の場合にできるようにしたのが、一般廃棄物処理業の許可制度です。特定の場合とは市町村の一般廃棄物処理計画に適合するとともに、一定の能力を有し、かつ関係法令等に定める諸条件を満たし、当該区域を管轄する市町村長の許可を受けた場合をいいます。

したがって、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合や処理施設を設置して業として開業する場合には、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づき多摩市長の許可が必要となります。また許可申請事項を変更する場合についても承認等の手続きが必要となります。

なお、許可を受けた者は、自ら業を行うことが必要であり、一般廃棄物の収集又は運搬及び処分を他人に委託したり、名義貸しをすることは禁止されています。

第2 凡 例

法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
政 令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
省 令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）
条 例	多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年多摩市条例第3号）
規 則	多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成5年多摩市規則第49号）

第3 許可不要の事業

1 法に規定する事業

(1) 下記に該当する事業は、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はありません。（法第7条第1項及び第6項、省令第2条及び第2条の3関係）

- ① 自らの事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集又は運搬及び処分を行う場合（例：造園業者の剪定枝の運搬）
- ② 専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙・屑鉄・空き瓶類・古繊維に限る）のみの収集又は運搬及び処分を業として行う場合
- ③ 再生利用されることが確実であると多摩市長が認めた一般廃棄物の収集又は運搬及び処分を業として行う者であって多摩市長の指定を受けた場合
- ④ 多摩市の委託を受けて、受託者が一般廃棄物の収集又は運搬及び処分を業として行う場合
- ⑤ 多摩市を通過する場合（一般廃棄物の積み降ろしを行う運搬を除く）
- ⑥ 国がその業務として、一般廃棄物の収集又は運搬及び処分を行う場合
- ⑦ 広域的に収集又は運搬及び処分をすることが適当であり、かつ、再生利用の目的

となる一般廃棄物であって、環境大臣が指定したものを適正に収集又は運搬及び処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者の場合

- ⑧ 法第6条の3第1項の規定による指定に係る一般廃棄物（廃テレビ、廃冷蔵庫、廃スプリング入りマットレス、廃タイヤ）を適正に収集又は運搬及び処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者が当該一般廃棄物のみを営利を目的とせず業として行う場合

(2) その他

- ① 動物霊園事業として、愛がん動物の死体の埋葬、供養等を行う場合
- ② 新しい製品を販売した際に使用済みのもを無償で引取る下取り行為
- ③ 他法令により廃掃法の特例事項と規定されている場合
 - ア 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成7年法律第112号）第37条
 - イ 特定家庭用機器再商品化法律（平成10年法律第97号）第49条
 - ウ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第21条

第2章 一般廃棄物処理業の許可制度

第1 一般廃棄物処理基準

1 一般廃棄物収集運搬業及び処分業

一般廃棄物の収集運搬業及び処分業それぞれを営む者は、法第6条の2第2項の規定により、政令に定める基準に従って適正な処理をしなければなりません。

(1) 収集運搬業及び処分業共通許可基準

- ① 一般廃棄物の収集又は運搬及び処分は、次によること。
 - ア 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - イ 収集又は運搬及び処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ② 一般廃棄物の収集又は運搬及び処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずる恐れのないように必要な措置を講ずること。

(2) 収集運搬業に係る基準

- ① 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れる恐れのないものであること。
- ② 一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。
 - ア 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ一般廃棄物の積替え場所であることの表示がされている場所で行うこと。
 - イ 積替え場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
 - ウ 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ③ 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。

- ア あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - イ 搬入された一般廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
 - ウ 搬入された一般廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- ④ 一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
- ア 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - a 周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対する構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
 - b 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
 - イ 掲示板は、縦及び横それぞれ60cm以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。
 - a 保管する一般廃棄物の種類
 - b 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - c 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、環境省令で定める高さのうち最高のもの
- ⑤ 掲示板表示例
- 掲示板のサイズ 縦60cm以上×横60cm以上
- 掲示板の材質 鉄板、プラスチック板、木板等の耐久性のあるもの
- 掲示板の色 白地に黒で表示すること。

一般廃棄物の積替・保管施設	
処 理 業 者 名	〇〇株式会社
連 絡 先	多摩市〇〇1丁目1番地1 042-000-0000
施 設 設 置 場 所	多摩市〇〇1丁目1番地1
管 理 責 任 者	〇〇〇〇
許 可 の 内 容	収集・運搬（積替え・保管を含む）
保 管 す る 一 般 廃 棄 物 の 種 類	特定家庭用機器一般廃棄物
許 可 番 号	多摩市一般廃棄物収集運搬業許可第〇〇号
許 可 期 間	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

- ア 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - a 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずる恐れがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - b 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。
 - c その他必要な措置

イ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

⑥ 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従って収集し又は運搬すること。

(3) 処分業に係る基準（埋立処分を除く。）

① 一般廃棄物を焼却する場合には、省令で定める構造を有する焼却設備を用いて環境大臣が定める方法により焼却すること。

② 一般廃棄物の保管を行う場合には、(2)の④の規定の例によること。

③ 一般廃棄物処理計画に基づき再生するために分別し、収集した一般廃棄物は、適正に再生するようにすること。

④ し尿処理施設に係る汚泥を再生する場合には、環境大臣が定める方法により再生すること。

⑤ 特定家庭用機器一般廃棄物の再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。

(4) 埋立処分に係る基準

(省略)

2 特別管理一般廃棄物処理基準

特別管理一般廃棄物の収集運搬業及び処分業それぞれを営む者は、一般廃棄物処理基準によるほか法第6条の2第3項の規定により、政令に定める基準に従って適正な処理をしなければなりません。

(1) 収集運搬業に係る基準

① 収集又は運搬は、次のように行うこと。

ア 特別管理一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。

イ 特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれがないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして省令で定める場合は、この限りではない。

② 運搬車及び運搬容器は、特別管理一般廃棄物が飛散し、及び流出し、悪臭が漏れる恐れのないものであること。

③ 運搬用パイプラインは、特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないこと。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして省令で定める場合には、この限りではない。

④ 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理一般廃棄物の種類その他の省令で定める事項を文書に記載し、及び当該文書を携帯すること。ただし、特別管理一般廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りではない。

⑤ 感染性一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。

⑥ 感染性一般廃棄物を収納する運搬容器は、密閉できることその他の省令で定め

る構造を有するものであること。

- ⑦ 特別管理一般廃棄物の積替えを行う場合には、一般廃棄物処理基準の例によるほか次によること。

ア 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ特別管理一般廃棄物の積替え場所であること、その他省令で定める事項の表示がされている場所で行うこと。

イ 積替え場所には、特別管理一般廃棄物がその他のものと混合する恐れがないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして省令で定める場合は、この限りではない。

ウ ア及びイに定めるもののほか、当該特別管理一般廃棄物の種類に応じ、省令で定める措置を講ずること。

- ⑧ 特別管理一般廃棄物の保管は、特別管理一般廃棄物の積替え（省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。ただし、政令第1条第1号に掲げる廃棄物については、この限りではない。

- ⑨ 特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、⑦のイ及びウ並びに2一般廃棄物処理基準(2)の③の例によること。

(2) 処分又は再生に係る基準

- ① 特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、⑦のイ及びウ並びに2一般廃棄物処理基準(2)の③の例によること。

- ② 政令第1条第2号又は第3号に掲げる廃棄物の処分又は再生を行う場合には、当該廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずる恐れをなくす方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

- ③ 感染性一般廃棄物の処分又は再生を行う場合には、感染性一般廃棄物の感染性を失わせる方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

(3) 埋立処分及び海洋投入処分

特別管理一般廃棄物は、埋立処分及び海洋投入を行ってはならないこと。

第2 一般廃棄物許可要件

1 許可対象廃棄物

種類	内容
事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じた一般廃棄物
普通ごみ	厨芥、紙くず、木くず、繊維くず、野菜くず、生理汚物等の事業系一般廃棄物
しさ・ふさ	浄水場及び下水処理場から発生するしさ及びふさ（※1）
道路・公園ごみ	道路、公園及び河川の清掃により発生する事業系一般廃棄物（原則的には落葉等自然に生ずる廃棄物）
し尿	仮設トイレから発生するし尿
汚泥	浄化槽から発生する汚泥及び建築物の排水溝から発生するし尿を含む汚泥（ビルピット汚泥）
医療廃棄物	感染性一般廃棄物（※2）及びこれに準じて処理することが適当と認められる事業系一般廃棄物
動物死体	動物の死体及び糞尿
家庭系一般廃棄物	
普通ごみ	一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物のうち、厨芥、紙くず等で多量排出等により市で収集できない場合
粗大ごみ	一般家庭の日常生活に伴って生じた粗大ごみのうち、市が収集する廃棄物であって、多量排出等により市で収集できない場合
特定家庭用機器一般廃棄物	一般家庭から排出された特定家庭用機器再商品化法で定める家電<冷蔵庫、洗濯機、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)エアコン・衣類乾燥機>

※1 「しさ」とは貯水槽等の水面に浮かぶもの「ふさ」とは貯水槽等の沈殿するもの

※2 感染性一般廃棄物

- 手術等により排出される病理廃棄物（臓器・組織）
- 医療関係機関において実験・検査等に使用した動物の死体
- 血液等が付着したもの又はそれらの恐れがあるもの（汚染物が付着した紙くず・繊維くず等）

2 一般廃棄物収集運搬業許可方針

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可は、許可対象の廃棄物の中から種類を特定して与えるものとする。
- (2) 許可の区域は、原則として事業所単位又は建物単位とする。ただし、道路等許可区域が特定することが困難であると認められる場合は、この限りではない。
- (3) 新規の一般廃棄物収集運搬業許可の場合、運搬車1台あたりの月平均運搬量が、20トン以上見込まれること。ただし、取り扱う一般廃棄物が、許可対象一般廃棄物の中で普通ごみ及び粗大ごみ以外のものである場合、又は市長がその他特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。
- (4) 運搬車は、原則として自ら所有していること。
- (5) 運搬車のキャブ側面に許可業者の氏名（法人にあつては名称）を表示すること。
- (6) 積替え・保管施設は、積替え・保管を行う廃棄物が特定家庭用機器一般廃棄物に限る。
- (7) 積替え・保管施設を産業廃棄物処理業と併用する場合は、作業場所を明確に区分すること。
- (8) 市長が指定する処理施設を運搬先とする運搬車は、最大積載量が4トン以下であること。

第3 一般廃棄物共通許可基準

1 収集運搬業許可及び処分業許可共通基準

- (1) 形式審査
申請書及び書類が添付され、記載事項に記入漏れがなく適正と認められること。
- (2) 内容審査
以下の基準を満たしていること。
 - ① 市長による一般廃棄物の収集、運搬及び処分が困難であること。(条例第53条第3項第1号)
 - ② 申請の内容が市長が定める処理計画に適合するものであること。(条例第53条第3項第2号)
 - ③ 事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則に定める基準に適合するものであること。(規則第36条)
 - ④ 申請者（申請者が法人の場合はその業務を行う役員を含む）が以下の欠格条項に該当しないこと。(法第7条第5項第4号)
 - ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として省令で定めるもの
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 下記の法に定めるもの若しくはこれらの法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- (ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (イ) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）
- (ウ) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (エ) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (オ) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- (カ) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (キ) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (ク) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (ケ) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
- (コ) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- (カ) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
- (シ) 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条、第247条
- (ス) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）※ 第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。
- (セ) 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）

オ 法第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消し処分に係る行政手続法〔平成5年法律第88号〕第15条の規定による通知があった日から前60日以内に当該法人の役員〔業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ〕であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

カ 法第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ カに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、カの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定め

- る使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- ク その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ケ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからクまでのいずれかに該当する者
- コ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちアからクまでのいずれかに該当する者のあるもの
- サ 個人で、政令で定める使用人のうちにアからクまでのいずれかに該当する者のあるもの
- シ 条例若しくは条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
- ス 条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの（条例第53条第3項第4号、法第7条第5項第4号）

2 収集運搬業許可基準

(1) 一般廃棄物の運搬先を確保すること。（規則第36条第1号）

(2) 施設に係る基準

- ① 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ② 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が飛散しないように必要な措置を講じた施設であること。
（規則第36条、省令第2条の2第1号イ、ロ）

(3) 申請者の能力に係る基準

- ① 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ② 一般廃棄物の収集又は運搬は的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
（規則第36条、省令第2条の2第2号イ、ロ）

(4) その他

保管・積替え施設については、下記の事項を満たしていること。

- ① 周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いに係る構造である場合にあっては、当該荷重に対する構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
- ② 一般廃棄物が飛散、流出及び悪臭の飛散に対して必要な措置を講じられていること。
- ③ 一般廃棄物から発生した汚水が地下への浸透を防止するため、床はコンクリート等防水対策を施した強固なものとし、かつ洗浄設備及び排水設備が設けられていること。

- ④ 屋外において一般廃棄物を容器を用いず保管する場合は、積み上げられた一般廃棄物の高さが省令で定める高さを超えない範囲であること。

3 処分業許可基準

- (1) 一般廃棄物の処分先を確保すること。

(規則第36条第2号)

- (2) 処分を業として行う場合のその基準

① 施設に係る基準

ア 浄化槽に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く）、焼却施設その他の処理施設を有すること。

イ その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。

ウ 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

(規則第36条、省令第2条の4第1号イ(1)～(3))

② 申請者の能力に係る基準

ア 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

イ 一般廃棄物の処分を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(規則第36条、省令第2条の4第1号ロ(1)・(2))

- (3) 埋立処分を業として行う場合

① 施設に係る基準

埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の処分の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

(規則第36条、省令第2条の4第2号イ(1))

② 申請者の能力に係る基準

ア 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

イ 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(規則第36条、省令第2条の4第1号ロ(1)・(2))

- (4) その他

1日当たりの処理能力が5t以上（焼却施設にあつては、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2平方メートル以上）のごみ処理施設及びし尿処理施設（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を除く）を有すること。この場合には、東京都知事の許可を受けていること。

第3章 遵守事項

第1 次の事項を遵守すること

- 1 許可証を事業所等の見やすい場所に掲示すること。(条例第56条第1号)
- 2 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。(条例第56条第2号)
- 3 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。(条例第56条第3号)
- 4 一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。(法第7条第14項)
- 5 一般廃棄物の収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は帳簿を備え、一般廃棄物処理について省令で定める事項を記載しなければならない。(法第7条第15項)
- 6 従業員に、雇用関係を証明する書類(身分証明書など)を常時携帯させること。
- 7 運搬車の運行日ごとに、運転日報で廃棄物の取扱状況を管理すること。
- 8 収集作業及び運搬によって生じる騒音の防止・減少に努めること。
- 9 運搬車を移動させる場合及び運転手等が長時間、運搬車を離れる場合には、テールゲートのスライドカバーを降ろすなど廃棄物の飛散防止、悪臭の発散防止のための措置を講ずること。
- 10 運搬車の走行については、交通法規を遵守し、安全運転に努めること。
- 11 運搬車への過積載を行わないこと。
- 12 運搬車の点検及び整備に努めること。(テールゲート落下防止用の安全棒、汚水タンクのパッキン等)
- 13 運搬車は作業終了後、荷箱の内側及び外側を確実に洗浄し、悪臭の発散防止をするとともに清潔の保持に努めること。洗車場の排水溝についても、確実な洗浄と清潔の保持に努めること。
- 14 汚水タンク内の汚水は、適切に処理することのできる施設以外では排出しないこと。

第2 欠格要件に係る届出

- 1 欠格要件に該当した場合は、2週間以内に多摩市環境部ごみ対策課に届出をしてください。(法第7条の2第4項)
 - (1) 事前に多摩市環境部ごみ対策課に連絡してください。
 - (2) 欠格要件に係る届出書(任意書式)に欠格要件に該当した旨を証する書類を添付して多摩市長宛に提出してください。

第4章 許可申請手続

第1 一般廃棄物収集運搬業許可申請

1 申請方法（新規・更新）

- (1) 申請書2部（但し、このうち1部は申請書を写したもので可）
- (2) 許可申請手数料 10,000円（令和4年1月現在）
- (3) 申請書のとじ方

申請書は以下リストの順番にファイルで綴じて、項目ごとにインデックスをつけてください。

注）不足書類のないように、提出前に書類の有無を確認してください。

2 一般財団法人 日本環境衛生センター講習会について

令和4年度から許可申請には、一般財団法人日本環境衛生センターが実施する『一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習』を修了していることを必須とします。

ただし、令和4年度の更新申請に限り、申請日までに受講できない場合は申請書提出日から1年以内に受講して修了証の写しを提出してください。

注）講習会は2年に一回必ず受講してください。

(1) 講習会受講者

個人申請の場合は申請者本人、法人の場合は代表者、役員（監査役を除く）又は法施行令第4条の7に規定する使用人のうち常勤者となります。

(2) 講習会の日程等の問合せ及び申込先

一般財団法人日本環境衛生センター 東日本支局研修事業課

TEL：044-288-4919

<https://www.jesc.or.jp/training/tabid/125/Default.aspx>

3 申請書類一覧等

No	書類の名称	作成要領	提出の要否	
			法人	個人
1	一般廃棄物収集運搬業許可申請書（第11号様式）	押印不要	○	○
2	講習会修了証の写し	一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習会の修了証の写し 注）個人の場合は申請者本人、法人の場合は代表者、役員（監査役を除く）又は法4条の7に規定する使用人のうち常勤者	○	○
3	住民票の写し	申請前3ヶ月以内に発行されたもので、かつ最新のものに限る		○
4	身分証明書	申請前3ヶ月以内に発行されたもので、且つ最新のものに限る	注1	○

注1）法人の新規申請の場合は、代表者、役員又は法4条の7に規定する使用人全員の身分証明書の提出が必要

5	履歴事項全部証明書	申請前3ヶ月以内に発行されたもので、かつ最新ののものに限る ※資格証明は不可	○	
6	定款又は寄付行為		○	
7	資産調書			○
8	貸借対照表及び損益計算書	直近の決算時期のものに限る	○	
9	欠格条項に該当しない旨を記載した書類及び役員名簿	法人の場合は代表者、役員又は法4条の7に規定する使用人を記載すること	○	
10	従業員名簿	一般廃棄物処理業に従事する者全員（法人の場合は役員も含む）を記入すること	○	○
11	事務所の案内図、配置図並びに外観を写した写真	申請所在地をマーカー等で明示してください。※法人の場合本市の業務を行う事務所が本店とは別にあるときは、それぞれ提出すること	○	○
12	事務所、車庫及び積替え施設を自ら所有する場合はそれを証明する書類	土地登記簿謄本、家屋登記簿謄本は、申請前3ヶ月以内に発行されたものに限る	○	○
13	保管・積替え施設の配置図	施設を有する場合のみに限る	○	○
14	事務所、車庫及び積替え施設を借用する場合はそれを証明する書類	賃貸借契約書の写し又は貸主の証明書等	○	○
15	保管・積替え施設付近の案内図	最寄り駅、主要道路、目標物等を明記すること ※施設を有する場合のみに限る	○	○
16	保管・積替え施設の図面	※施設を有する場合のみに限る	○	○
17	保管・積替え施設の写真	カラー		
18	保管・積替え施設の関係諸官庁の設置許可証等の写し	※施設を有する場合のみに限る	○	○
19	器材一覧表	多摩市内から排出される一般廃棄物に使用する車輛を全て記載すること	○	○
20	自動車検査証の写し	申請者が使用者となっており、申請時点で有効なものに限る	○	○

21	運搬車の写真	カラー ※1台ごとに写真とNo.20車検証をセットに てください	○	○
22	車庫付近の見取図	最寄り駅、主要道路、目標物等を明記する こと	○	○
23	運搬車の車庫配置図		○	○
24	運搬車の車庫の写真	カラー	○	○
25	契約先事業所一覧表及び 排出事業者との契約書の 写し	収集している全ての作業場所を記載するこ と。 注) 新規許可は、P 6 9 の一般廃棄物処理 委託証明書を添付	○	○
26	運搬先を証明できる書類	処分場との契約書の写し 処分先の一般廃棄物処分業許可証写し	○	○
27	東京都の産業廃棄物収集 運搬業の許可を有する者 は、許可証の写し	申請時点で有効なも	○	○
28	その他、市長が必要と認 める書類		○	○

※許可申請書（第11号様式）は多摩市公式ホームページよりダウンロードできます。

※申請・処理期間

- (1) 現在、新規申請の受付はしていません。
更新申請は別途通知。（更新許可期間：2年間）
- (2) 標準処理期間は45日です。

第2 一般廃棄物処分業許可申請（中間処理・最終処分）

1 申請方法（新規・更新）

- (1) 申請書2部（但し、このうち1部は申請書を写したもので可）
- (2) 許可申請手数料 10,000円（令和4年1月現在）
- (3) 申請書のとり方

申請書は以下リストの順番にファイルで綴じて、項目ごとにインデックスをつけること。

注) 不足書類のないように、提出前に書類の有無を確認すること。

2 一般財団法人 日本環境衛生センター講習会について

令和4年度から許可申請には、一般財団法人日本環境衛生センターが実施する『一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習』を修了していることを必須とします。

注) 講習会は2年に一回必ず受講してください。

(1) 講習会受講者

個人申請の場合は申請者本人、法人の場合は代表者、役員（監査役を除く）又は法施行令第4条の7に規定する使用人のうち常勤者となります。

(2) 講習会の日程等の問合せ及び申込先

一般財団法人日本環境衛生センター 東日本支局研修事業課

TEL：044-288-4919

<https://www.jesc.or.jp/training/tabid/125/Default.aspx>

3 申請書類一覧等

	書類の名称	作成要領	提出の要否	
			法人	個人
1	一般廃棄物処分業許可申請書（第12号様式）	押印不要	○	○
2	講習会修了証の写し	一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習会の修了証の写し 注) 個人の場合は申請者本人、法人の場合は代表者、役員（監査役を除く）又は法4条の7に規定する使用人のうち常勤者	○	○
3	住民票の写し	申請前3ヶ月以内に発行されたもので、かつ最新のものに限る		○
4	身分証明書	申請前3ヶ月以内に発行されたもので、かつ最新のものに限る	注1	○
5	履歴事項全部証明書	申請前3ヶ月以内に発行されたもので、かつ最新のものに限る ※資格証明は不可	○	

注1) 法人の新規申請の場合は、代表者、役員又は法4条の7に規定する使用人全員の身分証明書の提出が必要

6	定款又は寄付行為		○	
7	資産調書			○
8	貸借対照表及び損益計算書	直近の決算時期のものに限る	○	
9	欠格条項に該当しない旨を記載した書類及び役員名簿	法人の場合は代表者、役員又は法4条の7に規定する使用人を記載すること	○	
10	従業員名簿	一般廃棄物処理業に従事する者全員（法人の場合は役員も含む）を記入すること	○	○
11	処分先を証明できる書類（最終処分を除く。）	処分場との契約書の写し、処分先の一般廃棄物処分業許可証写し	○	○
12	一般廃棄物処理施設付近の案内図	申請在地位をマーカー等で明示してください。注）本市の業務を行う事務所が本店とは別にある場合、それぞれ提出すること	○	○
13	事務所の案内図、配置図並びに外観を写した写真	申請在地位をマーカー等で明示してください。※法人の場合、本市の業務を行う事務所が本店とは別にあるときは、それぞれ提出すること	○	○
14	一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする書類	平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書等以上設計図書一式	○	○
15	一般廃棄物処理施設の写真	カラー	○	○
16	事務所、一般廃棄物処理施設等を自ら所有する場合はそれを証明する書類	土地登記簿謄本、家屋登記簿謄本は、申請前3ヶ月以内に発行されたものに限る	○	○
17	事務所、一般廃棄物処理施設等を借用する場合はそれを証明する書類	賃貸借契約書の写し又は貸主の証明書等	○	○
18	地質調査報告書、地盤調査報告書等	最終処分場の場合は、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書面及び図面	○	○
19	その他市長が必要と認める書類及び図面		○	○

※ 許可申請書（第12号様式）は多摩市公式ホームページよりダウンロードできます。

※ 申請・処理期間

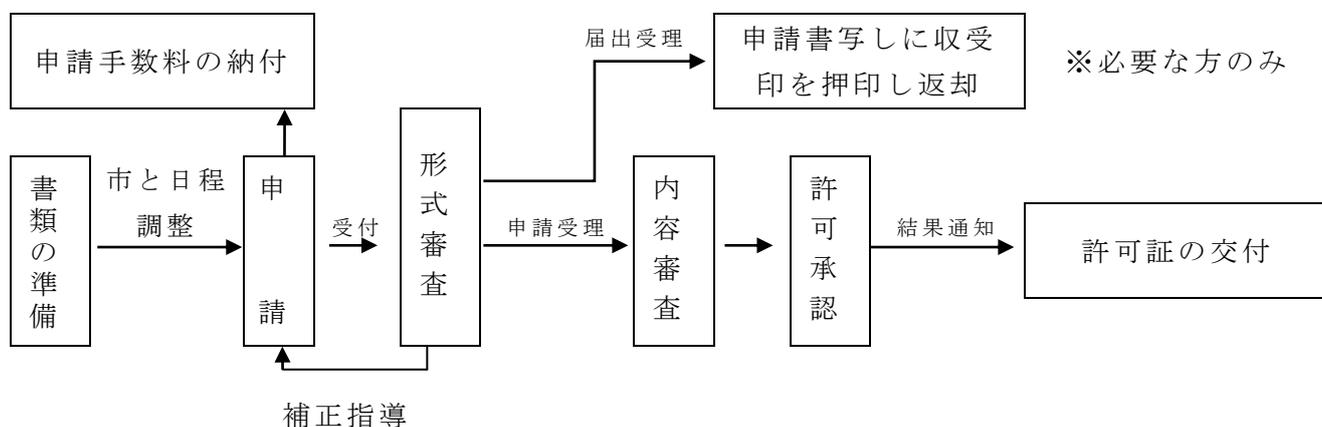
- (1) 随時受付。許可日から偶数年の3月31日まで
ただし更新許可の場合は別途通知。（更新許可期間：2年間）
- (2) 標準処理期間45日

第5章 申請・届出の方法

第1 申請書提出方法等

- 1 申請書は2部必要です。(このうち1部は申請書をコピーしたもので可)
- 2 申請受付は予約制とし、事前に日程調整をさせていただきます。**※郵送申請は不可**
多摩市 環境部 ごみ対策課 (多摩市立資源化センター内)
電話042-338-6836
- 3 許可申請には手数料がかかります。申請時に窓口で手数料を納付していただきますので、必ず現金をご用意ください。(令和4年1月現在申請手数料10,000円)
- 4 申請受付時に形式審査を行い、申請書及び添付書類に不備がなければ申請書の受理となります。この時に申請手数料を納付していただきます。
- 5 内容審査終了後、審査結果をご連絡します。
- 6 許可決定後、許可証を交付し郵送いたします。

※申請時にレターパックプラス(520円)を添付してください。



- 補正指導とは、申請書の中で記載事項の訂正、添付書類の不備があった場合等に行う。
- 形式審査とは、申請書の項目が正しく記載されているか、必要書類が揃っているかの審査です。
- 内容審査とは、受理した申請が許可できるものか調査、検討する審査です。
- 新規の申請の場合は、あらかじめ担当者に相談してください。

第2 許可申請手数料

1 納付方法

(1) 申請の場合

申請書提出時に許可申請手数料を納付していただきますので、必要金額をご持参ください。

(2) 許可証の再交付の場合

許可証の交付時に許可申請手数料を納付していただきますので、必要金額をご持参ください。

2 手数料額一覧表（令和4年1月現在）

許可申請（新規・更新）	変更許可申請	許可証の再交付
10,000円	10,000円	6,000円

※一度納付された申請手数料は、不許可や許可取下げの場合でも返還できません。

第3 許可申請書類についての留意事項

- 1 申請書類のうち、法人登記簿の証明書類は、証明日又は交付日から3ヶ月以内のものに限ります。契約書、自動車検査証等原本の提出が不可能なものについてはコピーを提出してください。ただし、貸借対照表、損益計算書は原本証明を下記の例を参考に記載してください。

例：この〇〇は原本の写しに相違ない。

〇年〇月〇日 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

- 2 欠格条項に該当しないことを証明するための提出書類

① 法人申請は欠格条項に該当しない者である旨の申出書（裏面役員名簿付）

② 法人新規申請の場合は、代表者、役員又は法4条の7に規定する使用人全員の身分証明書（3ヶ月以内に発行されたもので、かつ最新のもの）

③ 個人申請は本籍地が確認できる住民票（3ヶ月以内に発行されたもので、かつ最新のもの）

④ 個人申請は身分証明書（3ヶ月以内に発行されたもので、かつ最新のもの）

※法人の新規申請の場合、市職員が役員の方と顔合せをさせていただきます。

- 3 代理人申請の場合、委任状への記載は「手続きにかかわる一切の件」と記載してください。
- 4 一般廃棄物収集運搬業のうち、取り扱う一般廃棄物毎に処分先が異なる場合は、廃棄物別に処分先との契約書の写し、処分先の一般廃棄物処分業許可証の写しが必要となります。
- 5 一般廃棄物処分業の場合は、別途、一般廃棄物処理施設の設置許可が必要となりますので、東京都知事に許可手続きを行ってください。（着工60日前まで）

〔東京都窓口〕 東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課審査担当（多摩地域の場合）
立川市錦町4-6-3（東京都立川合同庁舎）
TEL 042-528-2693（直通）

- 6 保管・積替施設は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規定により指定作業場の届出が必要となります。窓口は以下のとおりです。

〔窓口〕 多摩市役所東庁舎 多摩市環境部環境政策課環境政策担当
多摩市関戸6-12-1 TEL 042-338-6831

第6章 許可内容の変更手続

第1 一般廃棄物収集運搬業の許可内容を変更する場合

No	変更事項	申請の種類	申請時期
1	取り扱う一般廃棄物の種類を変更する場合	変更許可申請書 (第15号様式) P 21	事前
2	収集又は運搬の区別を変更する場合(保管・積替えの変更を含む。)		
1	継続的な作業場所(契約先等)の増加・減少の場合	変更承認申請書 (第17号様式) P 21～P 22	事前
2	運搬場所(処分先)を変更する場合		
3	運搬車の種類及び台数を変更する場合		
4	主たる運搬施設の種類及び数量を変更する場合		
5	保管・積替え施設の変更		
1	役員の変更(住所・氏名含む)及び法人の名称等を変更する場合(個人の場合は申請者自らの氏)	変更届 (第19号様式) P 22～P 23	変更後 速やかに
2	電話番号を変更する場合		
3	主たる事務所以外の事務所及び事業場の名称、所在地及び電話番号を変更する場合(個人の場合は住所及び電話番号)		
4	運搬車の車庫等の名称、所在地及び電話番号を変更する場合		
5	作業計画を変更する場合		
6	従業員の数を変更する場合		
7	排出者との契約内容を変更する場合		
許可証の紛失・き損した場合		紛失・き損届 (第23号様式) P 26	随時
業を休止・廃止しようとする場合		休止・廃止届 (第20号様式) P 26～P 27	発生 10日以内

1 変更許可申請の場合

(1) 提出書類

- ① 変更許可申請書（第15号様式）
- ② 許可証
- ③ 一般廃棄物収集運搬業許可申請の提出書類（P12～P14参照）と同じ
- ④ その他、市長が必要と認める書類

(2) 申請・処理期間

標準処理期間28日

(3) 許可期間

許可日から偶数年の3月31日まで

2 変更承認申請の場合

(1) 提出書類

- ① 変更承認申請書（第17号様式）
- ② 許可証の写し
- ③ その他添付書類

No	変更事項	添付書類
1	継続的な作業場所（契約先等）が増加した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・契約先との契約書の写し ・変更後の作業計画（得意先別の収集量等が記載されたもの）
2	継続的な作業場所（契約先等）が減少した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後の作業計画（得意先別の収集量等が記載されたもの）
3	運搬場所（処分先）を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・契約先との契約書の写し ・運搬先の一般廃棄物処理業許可証写し
4	運搬車の種類及び台数を増車する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証の写し ・新規車両の写真（前・後側方向カラー） ・駐車場が確保されていることを証明できる書類 ・契約先から排出量が増加するための増車はその理由書
5	運搬車の種類及び台数を減車する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・登録抹消証写し又はその理由書（廃車しない場合のみ）
6	その他主たる運搬施設の種類及び台数を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・器材一覧表 ・増加する場合は、その理由書 ・その他必要と認める書類

7	保管・積替え施設を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら所有する場合はそれを証明する書類（土地登記簿謄本） ・借用する場合はそれを証明する書類（賃貸借契約書の写し等） ・案内図 ・配置図 ・設計図 ・保管・積替え施設の写真 ・保管・積替え施設の関係諸官庁の設置許可証等の写し
---	-----------------	--

※ 契約先の増加の場合は、各項目別でなく一括の申請となります

(2) 申請・処理期間

標準処理期間 14日

3 変更届出の場合

(1) 提出書類

- ① 変更届出書（第19号様式）
- ② 許可証の写し
- ③ その他添付書類

No	変 更 事 項	添 付 書 類
1	法人の名称（個人の場合は氏名）、代表者、役員を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は法人登記簿（資格証明不可） ・個人の場合は住民票及び身分証明書
2	住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）、電話番号を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は法人登記簿（資格証明不可） ・個人の場合は住民票 ・事務所を所有する場合は、土地登記簿謄本及び家屋登記簿謄本（借用の場合は賃貸借契約書の写し）
3	主たる事務所以外の事務所及び事業場の名称、所在地及び電話番号を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら所有する場合はそれを証明する書類（土地登記簿謄本） ・借用する場合はそれを証明する書類（賃貸借契約書の写し等） ・案内図

4	運搬車の車庫等の名称及び所在地を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら所有する場合はそれを証明する書類（土地登記簿謄本） ・借用する場合はそれを証明する書類（賃貸借契約書の写し等） ・案内図 ・運搬車の配置図 ・車庫の写真
5	電話番号を変更する場合	・変更内容を証する書類
6	作業計画を変更する場合	・作業計画書
7	従業員の数を変更する場合	・従業員名簿
8	排出者との契約内容を変更する場合	・契約書の写し

(2) 処理等

形式審査後、添付書類に不備がなく法定記載事項が記載され要件が整っていればその場で受理となります。受理したことの証明が必要な方は、届出書を正副各1部用意してください。副本に受付印を押印したうえでお返しします。

第2 一般廃棄物処分業の許可内容を変更する場合

No	変更事項	申請の種類	申請時期
1	取り扱う一般廃棄物の種類を変更する場合	変更許可申請書 (第16号様式) P 24	事前
2	処分（最終処分を除く。）又は最終処分の区分を変更する場合		
3	処分の方法		
4	処分（最終処分を除く。）の場合は処分先を変更する場合	変更承認申請書 (第17号様式) P 24～P 25	事前
5	一般廃棄物処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力を変更する場合		
6	最終処分場の場合、埋立地の面積及び埋立要領を変更する場合		

7	氏名及び住所（法人の場合は名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地）並びに電話番号を変更する場合	変更届 (第 19 号様式) P 25～ P 26	変更後 速やかに
8	主たる事務所以外の事務所、事業場の名称、所在地及び電話番号を変更する場合		
9	作業計画を変更する場合		
10	従業員の数を変更する場合		
11	搬入者との契約内容を変更する場合		

1 変更許可申請の場合

(1) 提出書類

- ① 変更許可申請書（第 16 号様式）
- ② 許可証
- ③ 一般廃棄物処分業許可申請の提出書類（P 15～P 16 参照）と同じ。
- ④ その他、市長が必要と認める書類

(2) 申請・処理期間

標準処理期間 28 日

(3) 許可期間

2 年間

2 変更承認申請の場合

(1) 提出書類

- ① 変更承認申請書（第 17 号様式）
- ② 許可証写し
- ③ その他添付書類

No	変更事項	添付書類
1	処分（最終処分を除く。）の場合の処分先を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・処分先との契約書の写し ・処分先の一般廃棄物処分業許可証写し

2	一般廃棄物処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、設計図書一式 ・処理施設の写真（施設完成時に提出。カラー） ・設置場所を変更する場合は、付近の見取図及び案内図 ・変更後の場所を自ら所有する場合はそれを証明する書類（土地登記簿謄本） ・変更後の場所を借用する場合はそれを証明する書類（賃貸借契約書の写し等）
3	最終処分場の場合、埋立地の面積及び埋立容量を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、設計図書一式 ・処分場の写真（カラー） ・付近の見取図、案内図 ・周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書面及び図面（写真添付の場合はカラー）

(2) 申請・処理期間

- ① 随時受付。ただし、契約変更又は工事着手前に申請すること。
- ② 標準処理期間 14日間

3 変更届出の場合

(1) 提出書類

- ① 変更届出書（第19号様式）
- ② 許可証写し
- ③ その他添付書類

No	変更事項	添付書類
1	法人の名称（個人の場合は氏名）、代表者、役員を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、法人登記簿（個人の場合は住民票） ・欠格条項に該当しない旨を記載した書類 ・身分証明書（個人の場合）
2	住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は法人登記簿（個人の場合は住民票） ・事務所を所有する場合は、土地登記簿謄本及び家屋登記簿謄本（借用の場合は、賃貸借契約書の写し）

3	主たる事務所以外の事務所、事業場及び運搬車の車庫等の名称及び所在地を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら所有する場合はそれを証明する書類（土地登記簿謄本等） ・借用する場合はそれを証明する書類（賃貸借契約書の写し等） ・案内図 ・運搬車の配置図 ・車庫の写真（カラー）
4	電話番号を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・変更内容を証する書類
5	作業計画を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・作業計画書
6	従業員の数を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員名簿
7	搬入者との契約内容を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書写し

(2) 処理等

形式審査後、添付書類に不備がなく法定記載事項が記載され要件が整っていればその場で受理となります。受理したことの証明が必要な方は、届出書を正副各1部用意してください。副本に受付印を押印したうえでお返しします。

第3 その他の手続き等

1 一般廃棄物の収集運搬業（処分業）許可を更新する場合

許可済みの業者には偶数年の2月から3月の間に通知しますので、これに従い手続きをしてください。（申請手数料の納付方法も変わります。）

2 許可証を紛失又はき損してしまった場合

必ず市へ届出をして許可証の再交付を受けてください。手続きは下記のとおりです。

(1) 届出書類

- ① 許可証紛失・き損届（第23号様式）
- ② 顛末書
- ③ き損の場合は、き損した許可証
※再交付手数料がかかります

(2) 申請・処理期間

処理期間10日

3 一般廃棄物処理業の休止又は廃止する場合

一般廃棄物処理業を休止及び廃止する場合は、それぞれ休止届又は廃止届が必要となります。手続きは下記のとおりです。

(1) 届出に該当する事項

- ① 多摩市内での一般廃棄物の収集運搬業務を休止又は廃止した場合（多摩市内の契約先がなくなった場合）

- ② 多摩市内にある一般廃棄物処理施設の稼働を休止又は施設を廃止する場合
(市内にある事業場の閉鎖等)

(2) 提出書類

- ① 業の休止・廃止届(第20号様式)
- ② その他必要と認める書類

(3) 提出時期

業の休止・廃止する15日前までに提出。

4 許可証の返納

許可期間が満了した場合、又は許可証を取り消された場合には、許可証を必ず返納してください。また、許可更新の場合は更新後の許可証の受領時に返納してください。

5 市外の処理施設に一般廃棄物を搬入する場合

多摩市内で発生した一般廃棄物を市外の処理施設に搬入する場合、搬入前に自治体間の事前協議が必要となります。協議に際して、排出事業者、運搬車両、処理施設等に関する書類を市に提出していただきます。提出書類、提出時期等は、自治体によって異なりますので、詳細はごみ対策課までお問い合わせください。

多摩市役所 環境部ごみ対策課 ごみ減量推進担当

TEL 042-338-6836 (直通)

第7章 許可後に必要な手続き

第1 許可後の手続き等

許可後に市へ提出する書類や手続きは下記のとおりです。

1 実績報告書の提出

(1) 収集運搬業の場合

- ① 実績報告書（第23号様式の2）は毎月1回、翌月の10日までに集計し担当者へ「書面」にて提出、併せて「E-mail」にて送信すること。
- ② 実績報告書は、作業場所毎及び取り扱う一般廃棄物の種類毎に記入すること。
- ③ 処分先が多摩ニュータウン清掃工場以外へ処分する場合でも提出すること。
また、記入する際に必ず事業所毎に月毎の排出量を記入すること。

(2) 処分業の場合

- ① 毎月の受入量を記載すること。
- ② 実績報告は、搬入業者別及び廃棄物別に記載すること。

2 一般廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の運用

(1) 一般廃棄物管理票の対象事業者

- ① 事業系一般廃棄物を1日平均100kg以上排出する者（月量3,000kg）
- ② 事業系一般廃棄物を臨時に100kg以上排出する者
※ 直接搬入事業者、一般廃棄物収集運搬業許可業者が対象

(2) 一般廃棄物管理票の購入等

市が指定する帳票（第4号様式）をエコプラザ多摩の担当窓口にて購入すること。
ただし、特例として同等の帳票を独自に用意し使用することを認めるものとする。

(3) その他の事項

- ① 一般廃棄物管理票を持参していない場合は、工場で受入れできないため注意すること。
- ② 一般廃棄物管理票の虚偽記載があった場合は、行政処分の対象となります。（許可の取消し及び事業の停止命令等）P32参照
- ③ 一般廃棄物管理票は、A～D票の4枚複写のため、全ての項目の記載内容が確認できるように記入すること。

3 帳簿の整備（法第7条第15項）

(1) 処理業者は帳簿を備え、一般廃棄物の種類毎に次に掲げる事項を記載すること。

① 収集運搬業許可の場合

- ア 収集年月日
- イ 作業場所の名称及び所在
- ウ 収集量及び処理料金
- エ 搬入先別処分量
- オ 再利用品目別処理量

② 処分量許可の場合

ア 受入年月日

イ 受入れた場合は、搬入者別受入量

ウ 処分した場合は、処分方法毎の処分量

エ 処分（埋立処分及び海洋処分を除く）後の一般廃棄物の持出先毎の持出量

オ 処分料金

(2) 帳簿は、事業場毎に備えること。

(3) 帳簿は、毎月末に閉め、月計が2ヶ月以上にわたるときは累計を記入し、1年毎に閉鎖すること。

(4) 帳簿は閉鎖後5年間、事業場毎に保存すること。

4 処理料金について

(1) 処理料金の規制

一般廃棄物処理業が収集、運搬及び処分を行う場合には、多摩市の条例で定める収集、運搬及び処分に関する手数料額に相当する金額を超えて処理料金を受け取るとは、法第7条第12項の規定により禁止されています。

〔廃棄物処理手数料〕 (抜粋)

事業系一般廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき55円
市長の指定する処理施設に事業系一般廃棄物を運搬した事業者	1キログラムにつき35円

(2) 市長が指定する処理施設へ搬入した場合の手数料請求

① 算出方法

搬入したごみ量に手数料単価を乗じた金額で算出する。

② 請求方法及び支払方法

四半期分をまとめて請求します。郵送された納入通知書（請求書）に記載の金融機関に振り込むこと。

③ 注意事項

納入期限経過後、手数料が支払われない場合には、市長の指定する処理施設への搬入の停止や手数料を搬入時に支払っていただくことになるので、注意すること。

5 多摩市の処理施設を処分先とする場合の遵守事項

(1) 市長が指定する処理施設

所在地：東京都多摩市唐木田2丁目1-1

施設名：多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場

(2) 搬入禁止物

多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場への搬入禁止物は下記のとおりです。

① プラスチック類・ビニール類（ペットボトル、プラスチック容器、包装ビニール、緩衝材等）

② 陶器類（陶磁器類、レンガ、タイル等）

③ ガラス類（ビン、コップ、蛍光灯等）

- ④ 金属類（空き缶、スクラップ、金属製品等）
 - ⑤ ゴム類（ゴム手袋、長靴、タイヤ等）
 - ⑥ 産業廃棄物に該当するもの（廃油、廃液、汚泥、がれき等）
 - ⑦ その他清掃工場の管理運営に支障を来すおそれのあるもの（大型ごみ、家電製品、スプレー缶、電池等の有害性ごみ等）
- (3) 処理施設への搬入方法等
- ① 多摩清掃工場への搬入については、搬入路が指定されているので指定道路を通行すること。
 詳細は、多摩ニュータウン環境組合へ問い合わせること。
 - ② ごみの搬入にあたっては、ごみの飛散及び汚汁の流出がないようにすること。
 また、搬入時にテールゲートは必ず閉鎖し、かつ車両の清掃を徹底すること。
 - ③ 工場内においては、係員の指示、標識等に従い、事故防止に努めること。
 - ④ 搬入車両は、必ず事前登録すること。また、搬入車両の車体に業者名を表示すること。
 - ⑤ 多摩市と他市町村のごみを混載しての搬入は認めない。
 - ⑥ 搬入受付日時
 - ア 搬入受付日 月曜日～金曜日（祝日も搬入可）
 - イ 搬入時間 午前 8 時 3 0 分～午前 1 1 時 3 0 分 午後 1 時～午後 4 時 3 0 分
- (4) 処理施設への提出書類及び手続き
- 多摩清掃工場を処分先とする場合は、下記の書類を提出する必要があります。
- ① 搬入計画書（提出時期：毎年 3 月下旬）
 - ア 搬入計画書（多摩ニュータウン環境組合所定様式）
 - イ 多摩市一般廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - ② 計画を変更する場合
 - ア 計画書記載の作業場所のうち、通常搬入している以外のごみを搬入する場合は、事前許可を受けること。
 - イ 未届作業場所のごみを臨時搬入する場合は、事前許可を受けること。
 事業所用ごみ処分依頼書（多摩ニュータウン環境組合所定様式）を提出
 - ウ 作業場所や搬入車両等の変更等、一般廃棄物収集運搬業の許可事項を変更する場合は、変更承認申請書を提出すること。
 - ③ 搬入車両の登録
 - ア 事前に登録申請すること。登録がない場合は搬入禁止とする。
 - イ 車両の変更又は臨時に登録外の車両を使用する場合には、多摩市に申請後、多摩ニュータウン環境組合へ申請すること。
 - ウ 車両を廃車した場合は、計量カードを返却すること。
- (5) 搬入に関する問い合わせ先
- 〔窓口〕 多摩ニュータウン環境組合 施設課施設係
 多摩市唐木田 2 - 1 - 1（多摩清掃工場内管理棟 1 階）
 TEL 0 4 2 - 3 7 4 - 6 3 3 1

6 許可車両の車体表示について

収集運搬車両は、多摩市の許可車両であることを車体に表示しなければならない。

(1) 表示内容

- ① 一般廃棄物の収集運搬の用に供する車両であることを表示
- ② 許可業者の氏名又は名称
- ③ 多摩市一般廃棄物収集運搬業許可番号
- ④ 車両登録番号（申請時に提出する器材一覧表に準ずる番号）

※ 本手引き巻末の表示例を参考にすること

(2) 表示方法に関する注意事項

- ① 車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすく表示すること。
- ② 表示は車体に直接塗装することが望ましい。ステッカー、マグネット等着脱が可能な方法で表示する場合は、素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ③ 表示する文字は、原則として白色又は黒色の印刷された文字とし、容易に書き換えられないようにすること。また、ステッカー、マグネット等を使用する場合は、素地の色は原則として白色を用いることとする。
- ④ 表示に汚れ等付着した場合は、直ちに取り除くこと。また、表示がかすれたり、薄くなった場合は、直ちに交換すること。

7 問い合わせ先

〒206-0024 東京都多摩市諏訪6-3-2 エコプラザ多摩（多摩市立資源化センター） TEL 042-338-6836（直通）

第2 立入検査・行政指導・行政処分・罰則等

1 立入検査

廃掃法第19条及び条例第69条第1項の規定に基づき、法令等の基準に従い適正に廃棄物が処理されているか確認するために、適時事務所や処理施設等の立入検査を行います。

立入検査は、廃棄物の収集、処理の状況や施設の維持状態等を把握するために、事務所等において帳簿類や物件の調査を行うほか、清掃工場において搬入物検査等を行います。その際に試験用に廃棄物を無償で提供を申し受けることもあります。

2 行政指導

条例第4条の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者が法令等の基準に適合しない処理を行っている場合、是正のための行政指導を行います。軽微な違反については口頭による指導、重度の違反については文書による指導を行います。

（例）産業廃棄物や多量の資源物の搬入があった場合、車体表示が無かった場合等

3 行政処分

(1) 許可の取消し及び事業の停止命令等

一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者が条例及び関係法令に違反した場合、又は条例第53条第3項第4号の欠格事項に該当した場合は、許可の取消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止や市長の指定する処理施設への搬入の停止を命じることができます。

(例) 事業停止命令違反、再委託禁止違反、立入検査拒否等、重大な違反があった場合等

(2) 改善命令

一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者が法令等の基準に適合しない処理を行っている場合、期限を定めて廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更等必要な措置を講ずるよう命じることができます。

(例) 市外の廃棄物や工場不適物の搬入があった場合、繰り返しの違反があった場合等

(3) 措置命令

一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者が法令等の基準に適合しない処理を行い、生活環境の保全上支障が生じた場合、又は生ずる恐れがあると認められる場合は、必要な限度において当該処理を行った者に対して期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう命じることができます。

(例) 廃棄物の収集運搬に伴う悪臭、騒音により、生活環境に支障が出た場合等

(4) 聴聞等の機会の付与

上記の行政処分を行う場合、多摩市行政手続条例第13条の規定に基づき市長はあらかじめ行政処分を行う者に理由を通知し、聴聞又は弁明の機会を与えることになっております。

4 罰則

(1) 直罰規定

一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者が廃棄物処理に関して、法令等に規定する義務に違反した場合には、行政処分とは別に刑事罰が科せられることがあります。

(2) 両罰規定

一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者が法人の場合、代表者や従業員が違反行為を行った場合には、行為者が処罰されるほか、法人に罰則が科せられることがあります。また、一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者が個人の場合、従業員が違反行為を行った場合には、行為者が処罰されるほか、当該業者個人に罰則が科せられることがあります。

(3) 主な罰則

違反行為	罰則	根拠
無許可で一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行った者 (法第7条第1項又は第6項)	五年以下の懲役若しくは千 万円以下の罰 金	法第25条 第1号
無許可で事業の範囲を変更した者 (法第7条の2第1項)		法第25条 第3号
事業停止命令等に違反した者 (法第7条の3)		法第25条 第5号
措置命令に違反した者 (法第19条の4)		法第25条 第7号
自己の名義をもって他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又 は処分を業として行わせた者 (法第7条の5)		法第25条 第14号
みだりに廃棄物を捨てた者 (法第16条)		法第26条 第1号
他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託した者 (法第7条第14項)	三年以下の懲 役若しくは三 百万円以下の 罰金	法第26条 第2号
改善命令に違反した者 (法第19条の3)		法第25条 第15号
法令に基づいた廃棄物の焼却を行っていない場合 (法第16条の2)		法第25条 第15号

違 反 行 為	罰 則	根 拠
帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を5年間保存しなかった者 (法第7条第15項・第16項)	三十万円以下の罰金	法第30条第1号
事業の廃止又は諸事項の変更を届出せず、又は虚偽の届出をした者(法第7条の2第3項)		法第30条第2号
求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (法第18条)		法第30条第7号
立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者 (法第19条)		法第30条第8号
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記の違反行為をしたとき(両罰規定)	三億円以下の罰金若しくは各本条の罰金	法第32条
許可証を事業所等の見やすい場所に掲示しなかった場合 (条例第56条第1号)	三万円以下の罰金	条例第73条第1号
許可証を他人に譲渡し、又は貸与した場合 (条例第56条第2号)		
自己の名義をもって、他人にその営業をさせた場合 (条例第56条第3号)		
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、上記の違反行為をしたとき(両罰規定)	各本条の罰金	条例第74条

関係条例等

- 多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 …………… P 3 6
- 多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則 …………… P 4 4

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 前文

廃棄物をとりまく状況は深刻で、今や地域での処理の問題にとどまらず、地球的な規模での環境の保全と資源の有効活用を図ることからも、その適切な対応が求められている。これらを解決するためには、生産、流通、消費、処分の各段階において廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、その再使用、再利用、資源化の徹底を図っていくことが重要な課題である。

市民、事業者、行政は一体となって、生活様式、経済の仕組み等を見直し、社会経済システムを循環的な仕組みに変えるために、それぞれの責任と役割をはたさなければならない。

多摩市は、かけがいのない地球を守り、未来に引き継ぐために、市民や事業者と共に、廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全に努め、人間と環境が調和したリサイクル型都市を目指し、全力を尽くすものである。

このような認識の下に、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 家庭廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を、再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 資源物 市長が収集する廃棄物のうち、第33条第1項に規定する一般廃棄物処理計画により再利用を目的として分別して収集するものをいう。
- (6) プラスチック 資源物のうち、プラスチック製のもの（主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料等を充てんするもの及び白色の発泡スチロール製食品用トレイを除く。）をいう。
- (7) 資源集団回収 営利を目的としない団体が自主的に行う再利用可能な物を収集し、事業者を引き渡す活動をいう。

第2章 市長の基本的責務

(以下略)

(指導又は助言)

第4条 市長は、廃棄物の適正な処理及び再利用の促進に関し必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(施策等の公表)

第5条 市長は、廃棄物の減量、処理及び処理施設に関する施策並びに処理施設の運営状況について明らかにしなければならない。

(市民参加)

第6条 市長は、廃棄物の処理及び再利用について市民の意見を聴く等市民の参加を求め、これを施策に反映させなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第7条 法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、市長の附属機関として、多摩市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について審議し、市長に答申するものとする。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって構成する。
- 4 委員は、市民、事業者、学識経験者、関係行政機関の職員等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第8条 市長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理等に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱する。

- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理等のため、市の施策への協力その他の活動を行う。
- 3 前2項に定めるもののほか、廃棄物減量等推進員について必要な事項は、規則で定める。

(他の地方公共団体との協力等)

第9条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する事業の実施に当たって必要と認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。

第3章 事業者の基本的責務

(事業者の責務)

第10条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、その事業系廃棄物を単独に、又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

第4章 市民の基本的責務

(以下略)

第5章 廃棄物の減量及び再利用等

(以下略)

(受入拒否)

第22条 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第20条の規定による勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。

(事業者の中間処理義務)

第30条 事業者は、事業系廃棄物の処理に当たっては、再生利用又は破碎、圧縮、焼却、脱水等の処理（以下「中間処理」という。）を行うことにより、その減量を図

らなければならない。

(以下略)

(一般廃棄物処理計画)

第33条 市長は、一般廃棄物の処理について、規則で定めるところにより、一般廃棄物処理計画を定め、これを告示するものとする。

2 前項の規定により定めた一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示しなければならない。

(一般廃棄物の処理)

第34条 市長は、前条の規定により定めた一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

3 前2項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、規則で定める。

(以下略)

(事業者の処理)

第40条 市長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、これを自ら処理するよう命じることができる。

2 事業者は、前項の事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第34条第3項に規定する規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第41条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項に規定する保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項に規定する保管場所に集めなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第42条 市長は、特に必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を、あらかじめ、中間処理をして排出するよう命じることができる。

2 市長は、事業者に対し、規則で定める基準に従い、その事業系一般廃棄物を分別して排出するよう命じることができる。

(一般廃棄物管理票)

第43条 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して市長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項に規定する一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

3 前項に規定する受託者は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項に規定する一般廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。

4 市長は、事業者が第1項に規定する一般廃棄物管理票を提出しないとき、又は受託者が前項に規定する一般廃棄物管理票を提出しないときは、当該事業系一般廃棄物の受入

れを拒否することができる。

5 前各項に規定するもののほか、一般廃棄物管理票に関し必要な事項は、規則で定める。

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

第44条 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の事業者が同項に定める受入基準に従わない場合には、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(改善命令)

第45条 市長は、事業者が第40条第2項又は第41条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命じることができる。

(準用)

第46条 第34条第1項、第35条及び第35条の3から第39条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

第8章 産業廃棄物

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第47条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認められる産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認められる産業廃棄物の処理について、第33条に規定する計画に含めるものとする。

(処理命令)

第48条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対しその産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命じることができる。

(準用)

第49条 第34条、第35条、第35条の3、第38条、第39条、第41条、第42条及び第45条(第40条第2項の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。)の規定は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

第9章 廃棄物処理手数料等

(廃棄物処理手数料)

第50条 市長は、家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(動物死体を除く。)の収集、運搬及び処分をしたときは、別表第1に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

2 既に納付した前項に規定する廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料の算定)

第51条 前条に規定する廃棄物処理手数料の算定基準となる排出量は、市長がこれを認定する。

2 市長は、前条に規定する廃棄物処理手数料について、その廃棄物の重量を基準として算定することが著しく実情に合わないとき、規則で定めるところにより、重

量以外の基準により算定することができる。

(以下略)

(手数料の減免)

第52条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第50条に規定する廃棄物処理手数料及び前条に規定する動物死体処理手数料を減免することができる。

(業の許可)

第53条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他規則で定めるものについては、この限りでない。

2 一般廃棄物の処分を業として行おうとするものは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他規則で定めるものについては、この限りでない。

3 市長は、前2項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、前2項の許可をしてはならない。

(1) 市長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。

(2) その申請の内容が、市長が定める処理計画に適合するものであること。

(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。

(4) 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当する者

イ この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

エ その他規則で定めるもの

4 第1項又は第2項の許可は、1年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 第1項又は第2項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

6 市長は、第1項又は第2項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

(業の変更の許可)

第54条 前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）又は同条第2項の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第3項及び第5項の規定は、前項の許可について準用する。

(処理基準)

第55条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第34条第3項に規定する規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行わなければならない。

(遵守義務)

第56条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を事業所等の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

(業の取消し及び事業の停止命令等)

第57条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者がこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為をしたとき、又はこれらのものが第53条第3項第4号アからエまでのいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長の指定する処理施設への搬入の停止を命じることができる。

(許可証の再交付)

第58条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可手数料)

第59条 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、申請の際に別表第2に定める手数料を納入しなければならない。

第11章 浄化槽清掃業

(以下略)

(報告の徴収)

第68条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第69条 市長は、法第19条第1項又は浄化槽法第53条第2項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(清掃指導員)

第70条 市長は、前条並びに廃棄物の適正処理及び減量に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、清掃指導員を置く。

(技術管理者)

第70条の2 法第21条の規定により市長が置く技術管理者の資格は、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的な知識を有すると認められる資格で、規則で定める。

(委任)

第71条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第14章 罰則

(罰則)

第72条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第27条第4項の規定による命令に違反した者
- (2) 第35条の2第2項の規定による命令に違反した者
- (3) 第42条(第49条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- (4) 第45条(第49条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- (5) 第67条第3項の規定による命令に違反した者

第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第56条の規定に違反した者
- (2) 第67条第1項の規定による届出をしなかった者

(両罰規定)

第74条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

別表第1 (第50条、第51条の2関係)

廃棄物処理手数料

1 家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

区分	手数料
(ア・イ略) ウ 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者(イに該当する者を除く。)	1キログラムにつき 55円 ただし、有料指定袋を使用して排出するときは、指定袋の容量20リットルまでごとに 140円
エ 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき 45円 ただし、粗大ごみについては、2,400円を上限として品目別に規則で定める。
オ 市長の指定する処理施設に家庭廃棄物を運搬した占有者	1キログラムにつき 25円
カ 市長の指定する処理施設に事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を運搬した事業者	1キログラムにつき 35円
キ 市長の指定する処理施設に枝木、葉及び草を運搬した占有者又は事業者	1キログラムにつき 25円

2 し尿及び汚でい

区分	手数料
ア 下水道法（昭和33年法第79号）第2条第8号に掲げる処理区域であって、同法第9条第2項の規定において準用する同条第1項の規定による公共下水道の供用開始の公示の日から3年を経過した区域（以下この表において「公示経過処理区域」という。）内にある一般家庭の便所から排出するし尿の収集、運搬及び処分を受けようとする当該一般家庭の占有者	1月1回につき 1,500円 ただし、1月に1回を超える場合は、当該超える1回につき750円
イ 公示経過処理区域内にある事業活動に使用する施設（仮設で設置した施設を除く。）又は不特定多数の者が使用する施設（仮設で設置した施設を除く。）の便所から排出するし尿の収集、運搬及び処分を受けようとする当該施設の占有者又は事業者	1リットルにつき 39円
ウ 仮設で設置した施設から生じるし尿の処分を受けようとする当該施設の占有者又は事業者	1リットルにつき 27円
エ 公示経過処理区域内にある一般家庭、事業活動に使用する施設又は不特定多数の者が使用する施設の浄化槽、貯留槽（公共下水道に接続しているものを除く。）等の清掃等に伴って生じる汚でいの処分を受けようとする当該一般家庭の占有者又は当該施設の占有者若しくは事業者	1リットルにつき 20円

別表第2（第59条、第63条関係）

許可申請手数料

1 一般廃棄物処理業

区分	手数料
一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者	10,000円
一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者	10,000円
一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとする者	10,000円
一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとする者	10,000円
許可証の再交付を受けようとする者	6,000円

2 浄化槽清掃業

区分	手数料
浄化槽清掃業の許可を受けようとする者	10,000円
許可証の再交付を受けようとする者	6,000円

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則

平成5年8月27日規則第49号

改正 令和3年9月30日規則第53号

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年多摩市条例第3号。以下「条例」という。）第71条の規定に基づき、条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法第43号）及び条例の例による。

(以下略)

(一般廃棄物処理計画)

第14条 条例第33条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込みに関する事項
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分に関する事項
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

2 前項に規定する計画には、条例第47条第1項の規定に基づき市長が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物に関しても必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準)

第15条 条例第34条第3項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条の規定によるものとする。

(資源物の収集及び運搬の禁止命令)

第15条の2 条例第35条の2第2項の規定による命令は、資源物収集・運搬禁止命令書（第3号様式の2）により行うものとする。

(事業者の自己処理命令に係る排出量)

第16条 条例第40条第1項の規則で定める量は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 常時排出するとき 1日平均排出量10キログラム以上
- (2) 臨時に排出するとき 臨時の排出量100キログラム以上

(事業系一般廃棄物保管場所の設置基準)

第17条 条例第41条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、汚臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。

- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- (6) 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- (7) 保管場所には、保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(事業者に対する分別排出基準)

第18条 条例第42条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 排出する事業系一般廃棄物を可燃物、不燃物、再利用の対象となる物等に分別すること。
- (2) 条例第33条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に適合するように排出すること。
(一般廃棄物管理票適用事業者)

第19条 条例第43条第1項の規則で定める事業者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を1日平均又は臨時に100キログラム以上排出する者
- (2) その他特に市長が指定する者
(一般廃棄物管理票)

第20条 条例第43条第1項に規定する一般廃棄物管理票(第4号様式)は、次の各票からなるものとする。

- (1) 一般廃棄物管理票(A票) (以下「A票」という。)
 - (2) 一般廃棄物管理票(B票) (以下「B票」という。)
 - (3) 一般廃棄物管理票(C票) (以下「C票」という。)
 - (4) 一般廃棄物管理票(D票) (以下「D票」という。)
- (一般廃棄物管理票の記載事項)

第21条 条例第43条第1項の規定により事業者が市長に提出する一般廃棄物管理票には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 作成年月日及び作成担当者の氏名
- (2) 排出事業者の氏名又は名称及び住所
- (3) 事業系一般廃棄物の排出場所
- (4) 事業系一般廃棄物の種類、形状及び重量
- (5) 運搬車の車両番号及び運転者の氏名
- (6) 運搬車の種類及び重量(A票及びD票を除く。)
- (7) 積替え又は保管の有無(A票及びD票を除く。)
- (8) その他市長が必要と認める事項

(一般廃棄物管理票の回付等)

第22条 市長は、条例第43条第1項の規定により事業者からC票及びD票の提出を受けた場合は、当該C票及びD票に提出の日時を記載するとともに、当該事業系一般廃棄物の種類及び数量が一般廃棄物管理票に記載された事項と相違ないことを確認の上、市長の指定する処理施設(以下「指定施設」という。)への運搬を許可し、C票を自らが保管し、D票を事業者に戻付する。

2 条例第43条第2項の規定により事業系一般廃棄物を他人に委託して処理しようとする事業者は、一般廃棄物管理票に前条各号に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載し、かつ、当該事業系一般廃棄物が当該一般廃棄物管理票に記載された事項と相違ないことを当該受託者とともに確認の上、A票を自ら保管し、B票、C票及びD票を当該受託者に交付するものとする。

(1) 受託者の氏名又は名称及び住所

(2) 受託者の一般廃棄物収集運搬業の許可番号

3 条例第43条第3項により市長が前項の受託者から一般廃棄物管理票の提出を受けた場合においては、第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「事業者」とあるのは、「受託者」と、「C票及びD票」とあるのは、「B票、C票及びD票」と、「D票」とあるのは、「B票及びD票」と読み替えるものとする。

4 指定施設の長は、第1項又は前項の規定により、当該事業系一般廃棄物を処理することを受け入れたときは、B票又はD票にその旨記載し、当該事業者又は当該受託者に回付する。

5 前項の規定により、指定施設の長からB票及びD票を回付された受託者は、B票を自ら保管するとともに、速やかにD票を事業者に回付しなければならない。

(一般廃棄物管理票の確認)

第23条 事業系一般廃棄物の運搬を委託した事業者は、前条第2項の規定により自ら保管するA票と同条第5項の規定により受託者から回付されたD票の記載事項の内容を照合し、当該事業系一般廃棄物が適正に処理されたことを確認しなければならない。

2 前項の事業者は、受託者に一般廃棄物管理票を交付した日から30日以内にD票が回付されないとき、又は当該事業系一般廃棄物が不適正に処理され、又は処理されるおそれがあると認めるときは、受託者に対する調査を行うなど必要な措置を講じるとともに、速やかに市長に報告しなければならない。

(一般廃棄物管理票の保存)

第24条 条例第43条第1項及び第2項に規定する事業者は、第22条第1項又は第5項の規定により回付されたD票とA票とを1組として、D票の回付の日から5年間保存しなければならない。

2 条例第43条第2項に規定する受託者は、第22条第5項の規定により回付されたB票をその回付の日から5年間保存しなければならない。

(一般廃棄物管理票適用外事業者)

第25条 市長は、1日平均10キログラム以上で100キログラム未満の量の事業系一般廃棄物を排出する事業者から、廃棄物持込申請書(第5号様式)の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該事業系一般廃棄物の指定施設への搬入を許可することができる。

2 前項の規定により許可をしたときは、市長は当該事業者に対し、廃棄物持込許可証(第6号様式)を交付する。

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第26条 条例第44条第1項の規則で定める受入基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市内において発生した事業系一般廃棄物であって、次に該当するもの

ア 条例第33条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に適合するもの

イ 条例第36条第1項各号に規定するもの以外のもの

ウ その他一般廃棄物の処理施設に支障をきたさないもの

(2) 事業系一般廃棄物の運搬に当たって、事業者が政令第3条第1号に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準のうち、運搬に関する基準を遵守していること。

(廃棄物処理手数料)

第27条 条例別表第1 1の部1の款ウの項に規定する事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の廃棄物処理手数料の額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例別表第1 1の部1の款エの項に規定する粗大ごみの廃棄物処理手数料の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(排出量の算定等)

第28条 条例第51条第1項の規定による廃棄物処理手数料の算定基準となる廃棄物の排出量は、指定施設の発行する計量票により算定する。ただし、これにより難しいときは、その都度市長が定めるところによる。

2 市長は、前項ただし書の規定により排出量を算定し、廃棄物処理手数料を決定したときは、占有者又は事業者に対して廃棄物排出量決定通知書(第7号様式)により通知する。

(排出量算定基準の特例)

第29条 条例第51条第2項の規定により重量以外の基準により算定する場合は、1立方メートルを250キログラムに換算するものとする。

(廃棄物処理手数料の徴収方法等)

第30条 条例第50条第1項に規定する廃棄物処理手数料は、その都度徴収するものとする。ただし、これによることが実情に合わない場合は、3箇月分ずつまとめて徴収することができる。

2 廃棄物処理手数料は、次項及び第30条の4から第30条の6までに定めるものその他市長が納入通知書により難しいと認めるときを除き、市指定の納入通知書により徴収する。

3 自ら市の指定する処理施設に廃棄物を運搬した場合の廃棄物処理手数料は、納入通知書を省略し徴収することができる。

4 第1項ただし書の規定による場合の廃棄物処理手数料の納入期限は、次に掲げるとおりとする。

区分	納入期限
第1期 4月から6月まで	7月末日まで
第2期 7月から9月まで	10月末日まで
第3期 10月から12月まで	1月末日まで
第4期 1月から3月まで	4月末日まで

5 市長は必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず別に納入期限を定めることができる。

(以下略)

(し尿の廃棄物処理手数料の徴収方法)

第30条の6 条例別表第1 1の部2の款アの項に規定する一般家庭の便所から排出する

し尿の廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に、し尿処理券（第8号様式の9）を交付する。

2 し尿処理券を交付する場合の廃棄物処理手数料は、納入通知書を省略し、これを購入したことにより納入したものとする。

（以下略）

（廃棄物処理手数料等の減免）

第32条 条例第52条の規定により市長が廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料（以下「廃棄物処理手数料等」という。）を減免する基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（1） 自然災害、火災等の災害により被害を受けた者が当該災害により生じた一般廃棄物若しくは一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出するとき又は動物死体を処理するとき。 免除

（以下略）

（一般廃棄物収集運搬業の許可申請）

第34条 条例第53条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（第11号様式）に、次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- （1） 住所、氏名及び生年月日（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに電話番号
- （2） 取り扱う一般廃棄物の種類
- （3） 事業の区分
- （4） 継続的な作業場所及び運搬先
- （5） 運搬車その他主たる運搬施設の種類及び数量
- （6） 保管・積替えを行う場合は、保管・積替えを行う施設の設置場所
- （7） 主たる事務所以外の事務所、事業場及び運搬車の車庫等の名称、所在地及び電話番号
- （8） 作業計画
- （9） 従業員の数

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- （1） 住民票の写し（法人にあつては定款及び登記事項証明書）
- （2） 身分証明書（個人の場合に限る。）
- （3） 申請者（法人にあつてはその業務を行う役員を含む。）が条例第53条第3項第4号アからウまでに該当しない旨を記載した書類
- （4） 運搬先を証明できる書類
- （5） 運搬車の車庫、積替施設等の配置図、設計図（積替施設に限る。）、写真及び付近の見取図
- （6） 事務所、車庫等を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合にはその契約書の写し）及び事務所の案内図
- （7） 自動車検査証の写し
- （8） 従業員名簿
- （9） 事業資金及びその調達方法を記載した書類

(10) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 条例第53条第1項ただし書の規則で定めるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条各号に掲げる者とする。

（一般廃棄物処分業の許可申請）

第35条 条例第53条第2項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書（第12号様式）に、次に掲げる事項を記載し市長に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名及び生年月日（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに電話番号
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (3) 処分（最終処分を除く。）又は最終処分の区分
- (4) 処分の方法
- (5) 処分（最終処分を除く。）の場合は、処分先
- (6) 一般廃棄物の処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。）
- (7) 主たる事務所以外の事務所、事業場等の名称、所在地及び電話番号
- (8) 作業計画
- (9) 従業員の数

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあつては定款及び登記事項証明書）
- (2) 身分証明書（個人の場合に限る。）
- (3) 申請者（法人にあつてはその業務を行う役員を含む。）が条例第53条第3項第4号アからウまでに該当しない旨を記載した書類
- (4) 処分（最終処分を除く。）の場合は、処分先を証明できる書類
- (5) 一般廃棄物の処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、写真、付近の見取図及び案内図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (6) 事務所、一般廃棄物の処理施設等を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合にはその契約書の写し）及び事務所の案内図
- (7) 従業員名簿
- (8) 事業資金及びその調達方法を記載した書類
- (9) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 条例第53条第2項ただし書の規則で定めるものは、省令第2条の3各号に掲げる者とする。

（業の許可基準）

第36条 条例第53条第3項第3号の規則で定める基準は、一般廃棄物収集運搬業にあつては省令第2条の2各号の規定、一般廃棄物処分業にあつては省令第2条の4各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業にあつては、一般廃棄物の運搬先を確保すること。
- (2) 一般廃棄物処分業（最終処分を除く。）にあつては、一般廃棄物の処分先を確保

すること。

(3) その他特に市長が必要と認める事項

(許可の更新期間)

第37条 条例第53条第4項の規則で定める期間は、2年とする。

(許可証)

第38条 市長は、条例第53条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は条例第54条第1項及び次条第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(第13号様式)を交付する。

2 市長は、条例第53条第2項の規定により一般廃棄物処分業の許可をしたとき、又は条例第54条第1項及び次条第3項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証(第14号様式)を交付する。

(業の変更の許可)

第39条 一般廃棄物収集運搬業者は、条例第54条第1項の規定により第34条第1項第2号又は第3号に規定する事項を変更しようとするときは、一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書(第15号様式)に、次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、当該変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

(1) 住所及び氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 許可の年月日及び許可の番号

(3) 変更の内容

(4) 変更の理由

(5) 変更に係る事業の用に供する運搬車その他主たる運搬施設の種類及び数量

(6) 前号に掲げるもののほか、変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容

(7) 変更予定年月日

2 前項の申請書には、一般廃棄物収集運搬業許可証、変更しようとする事項に関する書類及び図面並びに第34条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

3 一般廃棄物処分業者は、条例第54条第1項の規定により第35条第1項第2号から第4号までに規定する事項を変更しようとするときは、一般廃棄物処分業変更許可申請書(第16号様式)に、次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、当該変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

(1) 住所及び氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 許可の年月日及び許可の番号

(3) 変更の内容

(4) 変更の理由

(5) 変更に係る事業の用に供する一般廃棄物の処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。)

(6) 前号に掲げるもののほか、変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容

(7) 変更予定年月日

4 前項の申請書には、一般廃棄物処分業許可証、変更しようとする事項に関する書類及び図面並びに第35条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(変更の承認申請)

第40条 一般廃棄物収集運搬業者が第34条第1項第4号から第6号までに規定する事項を変更しようとするとき、又は一般廃棄物処分業者が第35条第1項第5号若しくは第6号に規定する事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の承認を受けようとする者は、変更承認申請書(第17号様式)に一般廃棄物収集運搬業許可証又は一般廃棄物処分業許可証及び変更しようとする内容を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により承認をしたときは、変更承認書(第18号様式)を交付する。

(変更届)

第41条 一般廃棄物収集運搬業者が第34条第1項第1号若しくは第7号から第9号までに規定する事項を変更したとき、又は一般廃棄物処分業者が第35条第1項第1号若しくは第7号から第9号までに規定する事項を変更したときは、その変更をした日から10日以内に、変更届(第19号様式)に一般廃棄物収集運搬業許可証又は一般廃棄物処分業許可証及び変更しようとする内容を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(業の休止及び廃止届)

第42条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業を休止し、又は廃止しようとする者は、その業を休止し、又は廃止しようとする日の15日前までに業の休止・廃止届(第20号様式)により市長に届け出なければならない。

(業の取消し及び停止命令等)

第43条 市長は、条例第57条の規定により業の許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命じるときは、許可取消書(第21号様式)又は業務停止命令書(第22号様式)により行うものとする。

(許可証の再交付)

第44条 条例第58条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、許可証紛失・毀損届(第23号様式)により市長に届け出なければならない。

2 許可証の毀損により前項の届出を行う者は、当該毀損した許可証を返還しなければならない。

(許可証の返納)

第45条 許可の期間が満了したとき、又は条例第57条の規定により業を取り消されたときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

(実績報告)

第45条の2 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、法第18条の規定により一般廃棄物の処理に関する毎月の実績を当該月の翌月10日までに一般廃棄物処理業務実績報告書(第23号様式の2)により市長に報告しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可申請)

第46条 条例第60条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(第24号様式)に、次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(1) 住所、氏名及び生年月日(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表

者の氏名)並びに電話番号

- (2) 事業の用に供する施設の概要
- (3) 主たる事務所以外の事務所等の名称、所在地及び電話番号
- (4) 従業員の数
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し(法人にあつては定款及び登記事項証明書)
- (2) 身分証明書(個人の場合に限る。)
- (3) 申請者(法人にあつてはその業務を行う役員を含む。)が浄化槽法第36条第2号イからニまで及びへからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (4) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有していることを証明する書類
- (5) 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条第1号から第3号までに規定する器具の収納場所の配置図、写真及び案内図
- (6) 事務所を自ら所有する場合には、それを証明する書類(借用する場合にはその契約書の写し)及び事務所の案内図
- (7) 自動車検査証の写し
- (8) 従業員名簿
- (9) その他市長が必要と認める書類及び図面
(浄化槽清掃業の許可の更新)

第47条 浄化槽清掃業の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の満了によって、その効力を失う。

(許可証)

第48条 市長は、条例第60条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証(第25号様式)を交付する。

(許可証の再交付)

第49条 条例第62条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、許可証紛失・毀損届により市長に届け出なければならない。

2 許可証の毀損により前項の届出を行う者は、当該毀損した許可証を返還しなければならない。

(実績報告)

第49条の2 浄化槽清掃業者は、浄化槽法第53条第1項の規定により浄化槽の清掃に関する毎月の実績を当該月の翌月10日までに浄化槽清掃業務実績報告書(第25号様式の2)により市長に報告しなければならない。

(許可申請手数料の徴収方法等)

第49条の3 条例第59条及び第63条に規定する許可申請手数料は、その都度徴収するものとする。

2 許可申請手数料は、市長が別に納入方法を定めた場合を除き、市指定の納入通知書により徴収する。

3 許可申請手数料の納入期限は、別に定めるものとする。

(以下略)

年 月 日

多摩市長 殿

申請者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名〕

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第34条第1項の規定により、下記のとおり一般廃棄物収集運搬業の許可を申請いたします。

記

申請者の住所、氏名、 生年月日、電話番号 (法人にあつては、主 たる事務所の所在 地、名称及び代表者 の氏名)	
一般廃棄物の種類	
事業の区分	
継続的な作業場所 及び運搬先	
運搬車その他主たる 運搬施設の種類及び 数量	パッカー 台 その他 () ダンプ 台 バキューム 台
保管・積替えを行う 施設の設置場所	
主たる事務所以外の 事務所、事業場及び 運搬車の車庫等の名 称、所在地及び電話 番号	

(裏面有)

作 業 計 画	
従 業 員 の 数	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票の写し（法人にあつては定款及び登記事項証明書） (2) 身分証明書（個人の場合に限る。） (3) 申請者（法人にあつてはその業務を行う役員を含む。）が条例第53条第3項第4号アからウまでに該当しない旨を記載した書類 (4) 運搬先を証明できる書類 (5) 運搬車の車庫、積替施設等の配置図、設計図（積替施設に限る。）、写真及び付近の見取図 (6) 事務所、車庫等を自ら所有する場合にはそれを証明する書類（借用する場合にはその契約書の写し）及び事務所の案内図 (7) 自動車検査証の写し (8) 従業員名簿 (9) 事業資金及びその調達方法を記載した書類 (10) その他、市長が必要と認める書類及び図面

年 月 日

多摩市長 殿

申請者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名〕

一般廃棄物処分業許可申請書

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第35条第1項の規定により、下記のとおり一般廃棄物処分業の許可を申請いたします。

記

申請者の住所、氏名、 生年月日、電話番号 (法人にあつては、主 たる事務所の所在 地、名称及び代表者 の氏名)	
一般廃棄物の種類	
処分(最終処分を除く) 又は最終処分の区別	
処 分 の 方 法	
処分(最終処分を除く) の場合は、処分先	
一般廃棄物処理施設 の種類、数量、設置 場所及び処理能力(当 該施設が最終処分場 である場合には、埋 立の面積及び埋立容 量をいう)	
主たる事務所以外の 事務所、事業場等の 名称、所在地及び電 話番号	

(裏面有)

作 業 計 画	
従 業 員 の 数	
添 付 書 類	<p>(1) 住民票の写し（法人にあつては定款及び登記事項証明書）</p> <p>(2) 身分証明書（個人の場合に限る。）</p> <p>(3) 申請者（法人にあつてはその業務を行う役員を含む。）が 条例第53条第3項第4号アからウまでに該当しない旨を記載 した書類</p> <p>(4) 処分（最終処分を除く。）の場合は、処分先を証明できる 書類</p> <p>(5) 一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面 図、断面図、構造図、設計計算書、写真、付近の見取図及び案 内図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下 水の状況を明らかにする書類及び図面</p> <p>(6) 事務所、一般廃棄物処理施設等を自ら所有する場合にはそ れを証明する書類（借用する場合にはその契約書の写し）及び 事務所の案内図</p> <p>(7) 従業員名簿</p> <p>(8) 事業資金及びその調達方法を記載した書類</p> <p>(9) その他、市長が必要と認めた書類及び図面</p>

年 月 日

多摩市長 殿

申請者
住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所〕
の所在地、名称、代表者の氏名〕

一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書

年 月 日付 第 号で許可を受けた一般廃棄物収集運搬業について、次のとおり変更したいので多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第39条第1項の規定により、申請します。

	新	旧
変 更 事 項		
変 更 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	
備 考	添付書類：許可証、変更事項に関する書類及び図面	

年 月 日

多摩市長 殿

申請者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所〕
〔の所在地、名称、代表者の氏名〕

一般廃棄物処分業変更許可申請書

年 月 日付 第 号で許可を受けた一般廃棄物処分業について、次のとおり変更したいので多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第39条第3項の規定により、申請します。

	新	旧
変 更 事 項		
変 更 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	
備 考	添付書類：許可証、変更事項に関する書類及び図面	

第17号様式（第40条関係）

年 月 日

多摩市長 殿

申請者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所〕
〔の所在地、名称、代表者の氏名〕

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付 第 号で許可を受けた一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業について、次のとおり変更したいので多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第40条第2項の規定により、変更の承認を申請します。

変 更 事 項		
変 更 内 容	新	
	旧	
変 更 理 由		
変 更 予 定 日		年 月 日
備 考		
添付書類：許可証、変更内容を証する書類		

第19号様式（第41条関係）

年 月 日

多摩市長 殿

申請者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所〕
〔の所在地、名称、代表者の氏名〕

変 更 届

年 月 日付 第 号で許可を受けた一般廃棄物収集運搬業・一般
廃棄物処分業について、次のとおり変更したいので多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条
例施行規則第41条の規定により、届け出ます。

変 更 内 容	新	
	旧	
変 更 理 由		
変 更 日	年 月 日	
備 考		
添付書類：許可証、変更内容を証する書類		

年 月 日

多摩市長 殿

届出者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所〕
〔の所在地、名称、代表者の氏名〕

業 の 休 止 ・ 廃 止 届

年 月 日付 第 号で許可を受けた一般廃棄物収集運搬業・一般
廃棄物処分業について、次のとおり休止・廃止したいので多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関
する条例施行規則第42条の規定により、届け出ます。

休 止 し た い 又 は 廃 止 し た い 業 務	
休 止 し た い 又 は 廃 止 し た い 理 由	
廃 止 予 定 日	年 月 日
休 止 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

第23号様式（第44条、第49条関係）

年 月 日

多摩市長 殿

届出者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所〕
〔の所在地、名称、代表者の氏名〕

許 可 証 紛 失 ・ き 損 届

一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業・浄化槽清掃業の許可証を紛失・き損したので多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第44条又は第49条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

業 種	
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
紛 失 又 は き 損 年 月 日	年 月 日
紛 失 又 は き 損 理 由	
※事務処理欄 (記入しないこと。)	

備考 き損の場合は、き損した許可証を添付すること。

欠格条項に該当しない者である旨の申出書

申請者、別記申請者の役員、政令第4条の7に定める使用人及び法定代理人は、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第53条第3項第4号(ア)から(エ)までに該当しない者であることを申し出ます。

年 月 日

申 請 者
住 所

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者名)

多 摩 市 長 殿

(裏面あり)

役員名簿

	役職名 (担当業務)	氏 名	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

(多摩市一般廃棄物処理業に従事している方、政令第4条の6に定める使用人、法定代理人の名称)

従業員名簿

	担当業務	氏 名	在職年数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

資 産 調 書

1 固定資産

単位：千円

項 目	所 有	非 所 有
	評 価 額・購 入 額	月 支 払 額
建 物		
土 地		
車 両		
機 械・装 置		
合 計		

(注) 土地、建物の評価額は、固定資産税の評価額である。

2 流動資産

単位：千円

項 目	
現金・預貯金	
手 形	
有 価 証 券	
売 掛 金	
合 計	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所
氏 名

年 月 日

多 摩 市 長 殿

住 所 _____

氏 名 _____

法人にあっては、事業所の所在地、
名称及び代表の氏名

一 般 廃 棄 物 処 理 委 託 証 明 書

当社から排出する一般廃棄物について、下記のもが多摩市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた後、収集運搬を委託することを証明します。

記

1 業者名 _____ 住 所 _____

氏 名 _____

※法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表の氏名

2 排出場所名称 _____

3 排出場所住所 _____

4 委託する一般廃棄物の種類 _____

5 月間推定排出量 _____ t / 月

6 月間推定収集回収 _____ 回 / 月

7 契約金額 _____ 円 / 月

8 上記業者への委託理由（理由は詳細に記入すること）

令和4・5年度 連絡票

1	会社名	
2	所在地	〒
3	文書等送付先	〒
4	収集または営業 担当責任者	(部署名)
		(氏名)
5	事務担当者	(部署名)
		(氏名)
6	電話番号	
7	FAX番号	
8	Eメール	

記入上の注意

- ① 「3.文書等送付先」について
変更承認書や通知文書等の送付先が、「2.所在地」と異なる場合は、ご記入ください。
- ② 「4.収集または営業担当責任者」について
多摩市における事業系一般廃棄物収集運搬業務を統括されている方をご記入ください。
搬入物検査の結果報告等を行う場合に連絡します。
- ③ その他
担当部署や担当者が変更になった場合には、メール等でご連絡ください。

多摩市一般廃棄物収集運搬車の表示例

一般廃棄物の収集または運搬の用に供する運搬車である旨の表記

一般廃棄物収集運搬車

5cm 以上

氏名または名称

許可業者の氏名または名称
(許可証記載のとおり)

3cm 以上

多摩市許可 第〇〇号—△△

3cm 以上

多摩市一般廃棄物処理業許可番号

車両登録番号 (申請時に提出する器材一覧表に準ずる番号)

表示方法に関する注意事項

- ・ 車両の両側面 (車体の外側) の見やすい位置に、わかりやすいように表示すること。
- ・ 表示は車体に直接塗装することが望ましい。ステッカー、マグネット等着脱が可能な方法で表示を行う場合、素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・ 表示する文字は原則として白色または黒色の印刷された文字とし、容易に書き換えられないようにすること。また、ステッカー、マグネット等を用いる場合、素材の色は原則として白色を用いることとする。
- ・ 表示に汚れ等が付着した場合は、直ちに取り除くこと。また、表示がかすれたり、薄くなったたり等認識しづらくなつた場合、直ちに交換すること。

〈番号の表示の仕方〉

- ① 許可番号の1～9番までの業者の方は、できれば頭に0を入れ、2桁でお願いします。
例：許可番号1・2・・・9 ⇒ 01・02・・・09
- ② 車両登録番号は、「器材一覧表」の番号と同一のもので1から順に表示願います。
一桁番号に0を入れる必要はありません。

一般廃棄物処理業の手引き

発行日	令和4年2月
編集・発行	多摩市環境部ごみ対策課 多摩市諏訪6丁目3番地2（多摩市立資源化センター内）
電話	042-338-6836
FAX	042-356-3919